

豊岡市介護職員養成研修費用助成金交付要綱

令和6年3月29日豊岡市告示第102号

令和8年3月30日豊岡市告示第89号

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員初任者研修等を修了した者に対し、その研修の受講用等の一部を助成することにより、本市における介護保険サービスに係る人材確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。

(助成対象となる研修)

第2条 助成の対象となる研修（以下「対象研修」という。）は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（以下「規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することを目的とした研修（以下「実務者研修」という。）
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修（以下「介護支援専門員取得研修」という。）
- (4) 規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請の日（以下「交付申請日」という。）に豊岡市内に住所を有する者
- (2) 第6条の規定による交付申請日前1年3箇月以内に対象研修を修了し、かつ当該研修に係る経費の支払いが行われていること。
- (3) 市内に所在する介護保険サービス事業所（次に掲げる事業のいずれかを行う事業所をいう。以下同じ。）に就労していること。
 - ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
 - ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
 - エ 法第8条第26項に規定する施設サービス
 - オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具

貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)

カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス

キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

ク 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業

ケ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

- (4) 交付申請日において、現に介護保険サービス事業所に就労していること。
- (5) 実務者研修の場合は、介護福祉士試験の申し込みをしていること。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情の場合はこの限りではない。
- (6) 交付申請日において、市税の滞納がないこと。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、対象研修の受講費用、教材費、宿泊費及び交通費とし、助成対象者が直接支払った額とする。ただし、分割払いに伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は対象外とする。

2 交通費の額は、自宅から研修場所までの移動にかかった費用で、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。ただし、宿泊を伴う場合は宿泊場所までの費用も対象とする。

3 交通費の種類は、鉄道賃、バス賃、航空賃及び車賃とし、次の各号により算出した額とする。

- (1) 鉄道賃、バス賃及び航空賃は、現に支払った旅客運賃とする。
- (2) 車賃は、1キロメートル当たり37円とし、全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（助成金の交付額）

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する助成対象経費の総額とし限度額を10万円（その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、他の助成を受けている場合はその金額を控除した額とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象研修を修了したことを証する書類の写し
- (2) 助成対象経費を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 在職証明書（様式第2号）
- (4) 実際に研修を受けた期間が確認できる書類の写し
- (5) 他の助成を受けている場合は金額が確認できる書類の写し
- (6) 介護福祉士試験の申込みがわかる書類の写し（実務者研修の申請者のみ）

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、申請内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、助成金交付可否決定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条の規定による申請をした者は、次条第1項の規定により助成金を請求するまでに文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合において、前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けているときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成金の請求及び支払)

第9条 交付決定を受けた助成対象者は、速やかに、助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求がなされたときは、速やかにその内容を審査し、適正であることを確認の上、助成対象者に助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は前条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

豊岡市長様

申請者 〒 _____
 住 所 _____

 ふりがな _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____
 電話番号 _____

豊岡市介護職員養成研修費用助成金の交付を受けたいので、豊岡市介護職員養成研修費用助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

研 修 名 (受講した研修に○ を付けてください。)	初任者研修 ・ 実務者研修 介護支援専門員取得研修・主任介護支援専門員研修			
養成研修 事業者等	所在地			
	名称			
研修受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※交付申請期限は研修修了日から1年3箇月以内			
助成対象経費	受講料	円		
	教材費	円		
	宿泊費	円		
	交通費	区 間	利用交通手段	
		往路	自宅 ~ ()	
			() ~ 研修場所	
		帰路	研修場所 ~ ()	
() ~ 自宅				
公共交通機関（鉄道・バス・飛行機）合計		円		
車賃（自家用車） ()km × 37円 =		円		
合計	円			

他の助成額	円	
交付申請額	円	
	※上限は100,000円	
就 労 先	所在地	
	事業所名	
	就労開始日	年 月 日
添付書類 (提出書類に✓をしてください)	<input type="checkbox"/> 研修修了証明書の写し <input type="checkbox"/> 受講料の領収書の写し <input type="checkbox"/> 教材費の領収書の写し <input type="checkbox"/> 交通費の領収書等の写し <input type="checkbox"/> 宿泊費の領収書等の写し(宿泊施設の住所がわかるもの) <input type="checkbox"/> 他の助成を受けている場合は金額が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 在職証明書(様式第2号) ※発行日から起算して1箇月以内のもの <input type="checkbox"/> 実際に研修を受けた期間が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 介護福祉士試験の申し込みが確認できる書類の写し(実務者研修の場合)	
私は豊岡市暴力団排除条例(平成24年豊岡市条例第32号)第2条に規定する暴力団員でないことを誓約します。	(署名) ※自署してください	

<p>個人情報の利用に係る同意書</p> <p>私は、豊岡市介護職員養成研修費用助成金交付申請に係る交付要件を確認するために、下記の事項に関する個人情報を利用することについて、同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 必要な交付要件を確認するため、住民基本台帳を閲覧すること。 2 助成金の交付申請に当たり市税の納付状況を確認すること。 3 養成研修事業者、介護保険サービス事業者又はハローワーク等の他機関に対し、費用の助成を確認すること。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名(自署)</p> <p style="text-align: center;">_____</p>	
--	--

様式第2号（第6条関係）

在職証明書

年 月 日

豊岡市長様

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 印

年 月 日時点において、下記の被雇用者を介護職員として雇用していることについて、次のとおり証明します。

記

被雇用者	住 所		
	氏 名		
勤務先	所 在 地		
	事業所名		
	事業所番号		
雇用形態 (✓を入れてください)	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員、パート、アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ()		
事務担当者		連絡先	

※有効期間は、発行日から1箇月間です。

様式第3号（第7条関係）

助成金交付可否決定書

第 号
年 月 日

様

豊岡市長印

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定し、及び確定したので、豊岡市介護職員養成研修費用助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

助成金の名称	豊岡市介護職員養成研修費用助成金
交付の可否	交付 ・ 不交付
不交付の場合の理由	
交付金額	円
交付条件	助成金交付請求書（様式第4号）を 年 月 日までに提出すること。

様式第4号（第9条関係）

助成金交付請求書

年 月 日

豊岡市長様

請求者 〒 _____
住 所 _____

氏 名 _____ 印
電話番号 _____

年 月 日付 第 号により決定を受けた助成金について、豊岡市
介護職員養成研修費用助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

(振込口座)

フリガナ 口座名義人						
銀行名	店名	預金種別	1 普通 2 当座			
銀行 金庫 農協	本店 支店	口座番号 (右詰め)				

※口座名義人は必ず記入してください。